
平成27年度 事業計画書

自 平成27年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

社会福祉法人都市社会福祉協議会

〔基本方針〕

1. 使 命

社会福祉法人都城市社会福祉協議会（以下、都城市社協）は、地域福祉を推進する中核的な団体として、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進することを使命とします。

2. 経営理念

社協は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開します。

（1）住民参加・協働による福祉社会の実現

地域住民、自治公民館、民生委員・児童委員、社会福祉施設、ボランティア及び市民活動団体や福祉サービスを提供する事業者など地域のあらゆる団体・組織の相互理解と協働によって市民参画型の福祉社会を実現していきます。

（2）地域における利用者本位の福祉サービスの実現

地域において、誰もが地域社会の一員として尊厳をもった生活が送れるよう自立支援や利用者本位の福祉サービスを実現していきます。

（3）地域に根ざした総合的な支援体制の実現

地域の福祉ニーズに対して、多様な公私の福祉サービスや福祉活動（インフォーマルなサービスや活動も含む）と、保健、医療、教育、交通、住宅、就労などのあらゆる生活関連分野の活動が連携し、身近な地域で総合的かつ効果的に展開される支援体制を整備していきます。

（4）地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへのたゆみない挑戦

制度の谷間にある福祉課題や低所得者、社会的支援を要する人々への対応を重点として、常に事業展開を通じて地域の福祉課題をとらえ直し、地域住民やあらゆる団体・組織に働きかけ、新たな福祉サービスや活動プログラムの開発にたゆみなく挑戦していきます。

3. 組織運営方針

都城市社協は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下のような組織運営を行います。

（1）地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たします。

（2）事業の展開にあたっては、住民参加を徹底します。

（3）事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行います。

（4）全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守します。

4. 事業方針

平成27年度より施行される生活困窮自立支援法、社会福祉法人の公益的な取り組み、新たな地域支援事業への展開とした介護保険制度の見直しなど「地域」を視点にした事業の展開が求められています。

このように制度・施策の動向は「地域福祉」の流れが顕著であるなか、都城市社協も行政と表裏一体となり、社会的孤立を解消していくための相談や支援など社会的排除・孤立の問題と地域支援のあり方を視野に入れ、社会福祉法人としてまちづくりの中核的役割を担うような事業運営が必要です。

そこで、新しい課題にも向き合える社会福祉法人としての責任と使命を踏まえ、住みよい福祉のまちづくりのために平成27年度は以下の事業に取り組みます。

○法人の総合力強化のための組織経営と基金有効活用の具体的実践

法人の経営基盤強化に向けた取り組みと安定した組織運営のために限られた財（人・物・金）の効果的な運用に取り組みます。

○新たな福祉課題への取り組みの推進と地域生活支援体制の整備

介護保険制度改正や生活困窮者自立支援法など制度・施策の動向を踏まえ、地域における多種多様な情勢や状況に対応するため、これまでの取り組みを検証し、中長期展望を見据えた新たな「都城市地域福祉活動計画」を策定します。

○子ども・子育て支援制度における新たな保育園経営

「子ども・子育て支援新制度」開始にあたって、この新システムに順応していくと共に、地域の実情に応じた効率的効果的な保護者支援のための保育園体制整備に取り組みます。

○介護保険制度改正に伴う地域福祉と連動した介護事業の推進

「社協らしい介護保険事業」の具体的実践を継続し、在宅で生活する高齢者が、住み慣れた地域で生活を継続できる体制の整備に取り組みます。

新しい課題にも向き合える社会福祉法人としての責任と使命を踏まえ、住みよい福祉のまちづくりのために平成27年度は、以下の重点事業に取り組みます。

〔重点事業〕

I. 経営基盤強化への取り組み（総務部門）

- （1）組織改革の継続
- （2）人事労務管理の体制整備
- （3）新会計基準での円滑な業務の遂行

II. 地域福祉の推進（地域福祉部門・支所部門）

- （1）地域福祉推進活動の推進
- （2）市地域福祉計画の中間見直しに向けた取り組み
- （3）都城市自立相談支援事業の実施

III. 総合的な相談支援の強化（相談支援部門）

- （1）障害者生活支援センターの機能の強化
- （2）相談支援の充実と強化
- （3）地区社協との連携による相談事業強化と生活支援会議の充実

IV. 子ども・子育て支援新制度における新たな保育園経営（保育部門）

- （1）質の高い保育の提供
- （2）新制度における子育て支援の実践
- （3）新規受託事業（施設指定管理含む）の円滑な運営

V. 点字図書館運営

- （1）視覚障がい者の情報環境向上
- （2）視覚障がい者の社会参加促進
- （3）点訳・音訳ボランティア等養成事業の充実及び活動支援

VI. 介護保険等事業運営（在宅福祉部門・支所部門）

- （1）居宅介護支援事業の統合運営
- （2）経営の安定化
- （3）法令遵守による適正なサービスの提供

《部門別重点事業一覧》

部 門		重点事業
総務部門		○組織改革の継続 ○人事労務管理の体制整備 ○新会計基準での円滑な業務の遂行
地域福祉部門		○地域福祉推進活動の推進 ○市地域福祉計画の中間見直しに向けた取り組み ○都城市自立相談支援事業の実施
相談支援部門		○障害者生活支援センターの機能の強化 ○相談支援の充実と強化 ○地区社協との連携による相談事業強化と生活支援会議の充実
在宅福祉部門		○居宅介護支援事業の統合運営 ○経営の安定化 ○法令遵守による適正なサービスの提供
点字図書館部門		○視覚障がい者の情報環境向上 ○視覚障がい者の社会参加促進 ○点訳・音訳ボランティア等養成事業の充実及び活動支援
保育部門		○質の高い保育の提供 ○新制度における子育て支援の実践 ○新規受託事業（施設指定管理含む）の円滑な運営
支 所 部 門	山之口支所	○山之口地区社会福祉協議会との連携強化 ○介護保険事業の安定経営及び職員の資質向上 ○福祉教育推進事業の充実
	山之口・高城包括支援センター	○「地域包括ケアシステム」の推進
	高城支所	○地域に根ざした地域支援体制の構築 ○高城地区社会福祉協議会の機能の明確化 ○介護保険事業の経営安定と職員の資質の向上
	山田支所	○まちづくり協議会と地区社会福祉協議会の連携協働 ○見守り・介護予防活動の充実 ○介護保険事業の安定経営及び職員の資質向上
	高崎支所	○自治公民館福祉部設置の推進 ○地域福祉計画の見直し ○介護保険事業の再編
	山田・高崎包括支援センター	○「地域包括ケアシステム」の推進

〔実施事業〕

I. 本所の事業

1. 法人運営事業（総務課）

＜総務課の重点事業＞

○組織改革の継続

新○人事労務管理の体制整備

○新会計基準での円滑な業務の遂行

（１）法人運営に関すること

①理事会及び評議員会の開催

新・理事・評議員改選への対応

②定款及び諸規程の制定、改廃

新③人事労務管理の体制整備

・職員採用・登用計画の策定と実施

④広報紙の発行（年６回）

⑤情報化と情報機器の管理と整備（個人情報保護への対応）

新・ホームページのリニューアル、フェイスブック等のＳＮＳの活用検討

⑥支所運営の統括

⑦職員研修の実施

⑧社会福祉士現場実習の受入

⑨福祉サービスに関する苦情解決事業の実施

⑩都城市共同募金委員会事業の実施

⑪子育て応援助成事業の実施

⑫各種援護・緊急援護対策の実施

⑬入札の円滑実施

⑭施設・公用車の管理

・都城市総合社会福祉センターの管理・運営

・福祉バスの管理・運営

新・車両保険の一括管理

⑮諸会議（企画会議、経営会議、事業会議等）の開催

（２）経理に関すること

①予算・決算及び財務会計

・新会計基準への移行作業と新会計基準での円滑な業務の遂行

②会費、寄付等金銭の出納に関すること

③財政改革の継続

・寄附金、基金等の有効活用の取り組み

・経理事務の一本化に向けた取り組み

新・基金等の活用計画の策定

2. 地域福祉事業（地域福祉課）

《地域福祉課の重点事業》

○地域福祉推進活動の推進

新・社会福祉法人の社会（地域）貢献のあり方に関する検討

新・「日本福祉教育・ボランティア学習学会」都城市開催に向けた取り組み

新○市地域福祉計画の中間見直しに向けた取り組み

新○都城市自立相談支援事業の実施（モデル事業からの新たな展開）

（１）地域福祉活動推進に関すること

～事業部門～

①地区社会福祉協議会の活動支援

- ・ 15 地区社協の活動支援
- ・ 15 地区地域福祉計画の見直しと市地域福祉活動計画の策定
- ・ ふれあいいきいきサロンの活動推進と支援
- ・ 在宅介護者のつどい、介護者サロンの支援
- ・ 各種研修会、学習会、つどいの実施

②都城市地区社会福祉協議会連絡協議会の活動支援

- ・ 三役会議、15 地区会長（理事会）会議、及び事務局長会議の定期開催

③都城市地域福祉推進大会の実施

④地域ボランティア連絡協議会の活動支援

⑤ボランティア協会の活動支援

⑥社会福祉施設等連絡会の活動支援

新・社会福祉法人の社会（地域）貢献の在り方に関する検討委員会の設置検討

⑦福祉関係団体支援

- ・ 都城市民生委員児童委員協議会事務局

⑧認知症地域サポーター支援事業

- ・ 認知症サポート体制整備推進会議の開催
- ・ 認知症見守りネットワークの構築
- ・ 認知症キャラバン・メイト、サポーターの養成

⑨ファミリー・サポート・センター事業の実施

- ・ 利用会員増に備えた援助会員養成講座の開催

⑩小地域福祉ネットワーク活動

⑪軽度生活援助事業の実施

～相談支援部門～

①生活福祉資金貸付事業、たすけあい資金貸付事業の展開

- ・ 生活福祉資金貸付の償還指導、利子補給
- ・ 生活福祉資金相談体制整備事業の推進
- ・ たすけあい資金貸付に対する償還指導

～企画部門～

新①「日本福祉教育・ボランティア学習学会」都城市開催に向けた取り組み

- ②社会福祉を目的とする事業の調査研究
- ③地域包括ケアシステムの構築に向けた検証

(2) ボランティア事業に関すること

- ①ボランティアセンター事業
 - ・ N P O等との連携における中間支援組織としての役割の明確化
 - ・ 災害ボランティアリーダー養成研修の開催
 - ・ 広報活動の充実（ホームページ等の情報発信ツールの再整備）
- ②社会福祉普及推進校の支援、連絡会の強化
 - ・ 市社会福祉普及推進校連絡会の組織編成（幼稚園・専門学校・大学の加盟）
- ③福祉教育の推進（学習プログラムの協働作成）
- ④みやこんじょボランティアフェスティバル2016の開催

(3) 自立相談支援事業に関すること

- 新**①都城市自立相談支援事業の実施（モデル事業からの新たな展開）
 - ・ 世帯の生活自立を見据えた自立相談業務の実施
 - ・ 自立のためのプラン作成及び関係会議の開催
 - ・ 自立に向けた就労支援と相談出口の開拓

3. 相談支援事業（相談支援課）

《相談支援課の重点事業》

- 障害者生活支援センターの機能の強化
- 新・基幹相談支援センター受託に向けての検討・協議
- 相談支援の充実と強化
- 地区社協との連携による相談事業強化と生活支援会議の充実

（１）障がい者生活支援に関すること

①都城市障害者生活支援センターの実施

- ・相談援助業務の展開
- ・障害者ケアプラン事業（サービス等利用計画の作成）の実施
- ・相談支援専門員の充実（指定特定相談支援事業・指定一般相談支援事業）
- ・各種障がい福祉サービスの申請代行（住宅改修・住宅改造、日常生活用具・補装具、食の自立支援事業、移動支援事業等）
- ・専門相談員（理学療法士、建築士等）の派遣による障がい者への相談支援
- ・ピアサポーターによるピアカウンセリング
- ・障がい者等日中活動事業
- ・都城市障害者自立支援協議会事務局の実施
- ・居住サポート事業の実施
- ・「日常生活自立支援事業」との連携
- ・保健所等の専門機関や地域福祉関係者との連携
- ・都城市生活自立相談センターとの連携

②障害者虐待防止センター事業の推進

- ・障がい者虐待の届出や通報の受理
- ・養護者による障がい者虐待の相談、指導、助言
- ・障がい者虐待防止に関する広報・啓発
- ・障がい者に対する成年後見制度の申立て支援

③重度身体障害者等移動支援事業の実施

- ・障がい者の通院や社会参加に伴う外出支援における移送

④都城市福祉有償運送サービスネットワーク事務局の運営

- ・福祉有償運送運転従事者養成研修の開催

（２）相談支援に関すること

①日常生活自立支援事業の実施

- ・利用に伴う相談援助
- ・福祉サービスの利用援助（苦情解決相談含）
- ・日常的金銭管理サービス
- ・書類等の預かりサービス
- ・利用者の実態把握、モニタリング
- ・生活支援員連絡会議（意見交換会）・研修会の開催
- ・担当者会議の開催

- ・ 契約締結判定会の開催
- ・ 地域生活支援検討会の開催
- ②福祉後見活動事業の運営
 - ・ 成年後見制度等の利用に伴う相談援助の展開
 - ・ 関係する司法機関や保健医療福祉機関との連携
 - ・ 法人後見（委任事務活動及び任意後見活動・任意後見監督人）の実施
 - ・ 都城市障害者自立支援協議会における専門部会との連携
 - ・ 日常生活自立支援事業との連携
 - ・ 都城みらいあんしん支援事業の実施
- ③総合相談事業の展開
 - ・ ウエルネスハートセンターの運営
 - 常設相談：相談員２名による総合相談
 - 専門相談：弁護士による法律相談と司法書士による相談
 - 地区相談：１５地区社協による「ふくしなんでも相談」窓口の開設
 - ・ 地区社協を通じた「地域生活支援会議」の開催
 - ・ 総合相談員（７地域包括支援センター相談職含む）研修の実施と連携強化

3. 在宅福祉事業（在宅福祉課・志和池福祉センター）

《在宅福祉課の重点事業》

新○居宅介護支援事業の統合運営

○経営の安定化

○法令遵守による適正なサービスの提供

（１）介護保険・障害福祉サービスに関すること

新①居宅介護支援事業の統合運営

②介護保険事業の安定経営

③障害福祉サービスの実施（居宅介護サービス、日中一時支援事業）

④介護扶助対象者の要介護認定調査

⑤資質向上のための研修計画や外部研修への積極的な参加

⑥介護保険事業会議定期開催（訪問介護、通所介護）

⑦管理者会議の開催

（２）志和池福祉センターの運営に関すること

①志和池福祉センターの指定管理・運営の充実

・生きがい活動支援通所事業・外出支援サービス事業の実施

・介護予防運動プログラム実施事業

4. 視覚障害者情報提供施設 点字図書館

≪点字図書館の重点事業≫

- 視覚障がい者の情報環境向上
- 視覚障がい者の社会参加促進
- 点訳・音訳ボランティア等養成事業の充実及び活動支援

(1) 都城市点字図書館の管理・運営に関すること

- ①図書、定期刊行物等の貸出
- ②点字図書・録音図書等製作体制の充実
- ③音声デイジー化の推進
- ④視覚障がい者用情報機器操作指導
- ⑤点訳・音訳ボランティアの養成講座の開催
- ⑥点訳・音訳ボランティアスキルアップ研修会の開催
- 新**⑦テキストデイジー製作ボランティアの養成
- ⑧アーカイブ及び施設啓発（ホームページ・フェイスブック等）の充実
- ⑨点字図書館啓発行事の開催
- ⑩各種相談事業等の実施
- ⑪点字図書館運営委員会の開催

5. 保育課

《保育課の重点事業》

○質の高い保育の提供

○新制度における子育て支援の実践

新○新規受託事業（施設指定管理含む）の円滑な運営

（１）保育事業に関すること

～質の高い保育の提供～

①職場内研修の充実

②外部研修への積極的な参加促進

③保育環境の見直し

- ・一斉保育から子どもが主体的に「遊び」を選択できる環境づくり

～新制度における子育て支援の実践～

①社協保育園パンフレットの作成

- ・保育園の特色の告知（保育園運営の重要事項等を含む）

②新たな子育て支援に係る拠点整備と人材育成

- ・社協のスケールメリットを生かし各課連携による支援のあり方検討

③保育園再編に向けた高崎地域保育園整備推進委員会での定期協議

- ・子育て支援の充実のための安定経営

新（２）新規受託事業（施設指定管理含む）の運営に関すること

①山田谷頭児童館の指定管理

②山田谷頭児童館放課後児童クラブの受託運営

Ⅱ. 支所の事業

《山之口支所の重点事業》

- 山之口地区社会福祉協議会との連携強化
- 指定管理者として、管理業務のさらなる充実
- 介護保険事業の安定経営及び職員の資質向上
- 福祉教育推進事業の充実
- 「地域包括ケアシステム」の推進

（１）法人運営に関すること

- ①支所で管理する予算の執行
- ②会費、寄付金等金銭の出納
- ③共同募金事業の推進
- ④各種援護・緊急援護対策の実施
- ⑤公用車の管理
- 新⑥公の施設の管理・運営（指定期間：平成２７年度～平成３１年度）
 - ・山之口高齢者生活支援センター外３施設

（２）地域福祉に関すること

- ①地域福祉事業
 - ・「山之口地区社会福祉協議会（地区社協）」の活動支援
 - ・高齢者等保健福祉推進事業ふれあいいきいきサロン活動の実施
 - ・認知症学習会、健康セミナー等の実施
 - ・「山之口民生委員児童委員協議会」の活動支援
 - ・子育て支援事業の支援
 - ・住民参加型福祉サービス事業の推進
 - ・福祉教育推進事業の実施
 - ・世代間交流事業の実施
 - ・福祉関係団体支援
- ②地域ささえあいサービス事業
 - ・小地域ネットワーク事業
 - ・軽度生活援助事業「にこにこサービス」の実施
 - ・障害者サロンの展開・支援
- ③ボランティア事業
 - ・ボランティアセンター機能の強化と充実
 - ・「山之口地区ボランティア連絡協議会」の活動支援
 - ・社会福祉普及推進校の支援
- ④苦情対応
- ⑤日常生活自立支援事業
- ⑥総合相談事業
 - ・相談事業の実施

- ・生活福祉資金貸付事業
- ・たすけあい資金貸付事業

(3) 在宅福祉に関すること

- ①介護保険事業
 - ・通所介護事業（介護予防通所介護事業）
- ②介護予防事業
 - ・生きがい活動支援通所事業
- ③食の自立支援事業

(4) 地域包括支援センターに関すること

- ①包括的支援事業

新・「地域包括ケアシステム」の推進

 - ・介護予防ケアマネジメント業務
 - ・総合相談支援業務
 - ・地域包括支援ネットワーク構築（民児協定例会、地区社協等）
 - ・実態把握（一次予防事業、二次予防事業）
 - ・権利擁護事業
 - ・高齢者虐待の防止及び対応
 - ・成年後見制度の普及促進
 - ・消費者被害の防止及び対応
 - ・包括的・継続的ケアマネジメント業務
 - ・「地域ケア会議」の開催
 - ・認知症高齢者及び家族への支援
- ②指定介護予防支援事業
 - ・介護保険（要支援判定者）のケアマネジメント
 - ・居宅介護支援事業所への委託
- ③介護予防地域支援事業
 - ・生きがい活動支援通所事業
 - ・寝具洗濯消毒乾燥事業
 - ・家庭内事故通報事業

新・新しい総合事業への対応（協議体、生活支援コーディネーター）
- ④地域福祉事業との連携
 - ・ふれあいいきいきサロンとの連携
 - ・地区社協事業との連携

《高城支所の重点目標》

- 地域に根ざした地域支援体制の構築
- 高城地区社会福祉協議会の機能の明確化
- 介護保険事業の経営安定と職員の資質の向上

（１）法人運営に関すること

- ①支所で管理する予算の執行
- ②会費、寄付金等の金銭管理の出納
- ③共同募金事業の推進
- ④各種援護・緊急援護事業の実施
- ⑤公用車の管理
 - ・ 公用車及び福祉バスの運行管理
- 新⑥公の施設の管理・運営（指定期間：平成２７年度～平成３１年度）
 - ・ 高城老人福祉館

（２）地域福祉に関すること

- ①地域福祉総合推進事業
 - ・ 「高城地区社会福祉協議会（地区社協）」の活動支援
 - ・ 小地域での生活支援会議の支援
 - ・ ふれあいいきいきサロン活動の推進、支援
 - ・ 障害者サロンの実施
 - ・ 子育て支援の取り組み（民生委員・児童委員との連携）
 - ・ 福祉用具の貸出修理等事業
 - ・ 福祉関係団体支援（自治公民館、民生委員・児童委員等への事業等啓発と協働実践）
 - ・ 小地域ネットワーク活動
 - ・ 軽度生活援助事業「にこにこサービス」の実施
 - ・ 住民参加型福祉サービス事業の推進
- ②ボランティア事業
 - ・ ボランティアセンター機能の強化と充実
 - ・ 「高城地区地域ボランティア連絡協議会」の活動支援
 - ・ 社会福祉普及推進校の支援
- ③苦情対応
- ④日常生活自立支援事業
- ⑤総合相談事業
 - ・ 相談事業の実施
 - ・ 生活福祉資金貸付事業
 - ・ たすけあい資金貸付事業

（３）在宅福祉に関すること

- ①介護保険事業

- ・訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）
- ・訪問入浴介護事業
- ・居宅介護支援事業
- ②障害福祉サービス事業
 - ・居宅介護等事業
 - ・訪問入浴サービス事業
- ③その他
 - ・地域包括支援センターとの連携

《山田支所の重点事業》

- まちづくり協議会と山田地区社会福祉協議会の連携・協働
- 見守り・介護予防活動の充実
- 介護保険制度等に基づくサービス提供と経営体制づくり

(1) 法人運営に関すること

- ①支所で管理する予算の執行
- ②寄付金等受付事務
- ③共同募金事業の推進
- ④緊急援護事業
- ⑤施設・公用車の管理
 - ・総合福祉センターの管理運営
 - ・福祉バスの管理運行事業
 - ・健康の館の管理運営
- ⑥公の施設の管理・運営（指定期間：平成26年度～平成30年度）
 - ・山田総合福祉センターけねじゅ苑

(2) 地域福祉に関すること

- ①地域福祉総合推進事業
 - ・山田地区社会福祉協議会の活動支援
- 新**・まちづくり協議会と地区社会福祉協議会の役割検討
 - ・生活支援会議の支援
 - ・障がい者サロンの実施
- 新**・地域でできる見守り・介護予防の取組の促進と学習会
 - ・福祉機器貸出修理等事業
 - ・福祉関係団体の支援
- ②地域ささえあいサービス事業
 - ・小地域ネットワーク活動
 - ・軽度生活援助事業「にこにこサービス」の実施
 - ・住民参加型福祉サービス事業「たすけあい隊」の推進
- ③ボランティア事業
 - ・ボランティアセンター機能の強化と充実
 - ・山田地区地域ボランティア連絡協議会の活動支援
 - ・社会福祉普及推進校の支援
- 新**・地域を支えるボランティア登録者の推進
- ④苦情対応
- ⑤日常生活自立支援事業
- ⑥総合相談事業
 - ・相談事業の実施
 - ・生活福祉資金貸付事業
 - ・たすけあい資金貸付事業

(3) 在宅福祉に関すること

- ①介護保険事業
 - ・訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）
 - ・通所介護事業（介護予防通所介護事業）
- ②障害福祉サービス事業
 - ・居宅介護事業
 - ・同行援護
- ③移動支援事業
 - ・地域生活移動支援事業（外出介助）
- ④食の自立支援事業

《高崎支所の重点事業》

- 自治公民館福祉部設置の推進
- 地域福祉計画の見直し
- 介護保険事業の再編
- 「地域包括ケアシステム」の推進

（１）法人運営に関すること

- ①職員研修の実施
- ②支所で管理する予算の執行
- ③会費、寄付金等金銭の出納
- ④共同募金事業の推進
 - ・当該年度寄付金の収納
 - ・助成計画に基づく団体助成
 - ・歳末たすけあい募金による助成事業の実施
- ⑤各種援護・緊急援護対策の実施
 - ・行路病人の支援（実績管理等）
 - ・たすけあい資金（生活つなぎ資金）の貸付、償還指導
 - ・災害見舞金等緊急援護活動
 - ・寝たきり高齢者等おむつ支給事業

新⑥公の施設の管理・運営（指定期間：平成２７年度～平成３１年度）

- ・高崎老人福祉館
- ・高崎デイサービスセンター
- ・高崎介護予防ふれあい交流センター「さわやか館」
- ⑦公用車の管理
 - ・公用車の管理・メンテナンス（平成２６年度末現在２５台保有）
 - ・安全運転管理者・副安全運転管理者の配置
 - ・交通教育の充実と事故対応のマニュアル化

（２）地域福祉に関すること

新①「社協・生活支援まちづくり強化モデル事業」の実施（指定期間：平成２６年度～平成２７年度）

- ・総合相談事業
- ・関係機関とのネットワーク構築事業
- ・住民参加による地域生活支援事業

②地域福祉事業

- ・高崎地区地域福祉計画「キラキラ星プランたかざき」の推進
- ・自治公民館「福祉部」設立及び各福祉活動
- ・高崎地区社会福祉協議会（地区社協）への支援
- ・「高崎地区まちづくり協議会」との連携
- ・福祉協力員の設置（地区社協会長委嘱）
- ・「高崎地区民生委員児童委員協議会」の支援（事務局）

- ・福祉関係団体やボランティア組織との連携・支援
- ・地域における福祉教育の推進
- ③地域ささえあいサービス
 - ・ふれあいいきいきサロン事業の推進
 - ・障がい者サロンの展開・支援
 - ・軽度生活援助事業の実施
- 新**・「さわやかサロン」の運営（通所型サービスBへの移行）
- ④ボランティア事業
 - ・「高崎地区ボランティア連絡協議会」の支援
 - ・福祉教育・ボランティア活動の啓発・推進
 - ・まちづくりを支える担い手の育成
 - ・ボランティア・市民活動団体への活動支援と協働事業の推進
 - ・ボランティアセンターの機能強化
 - ・災害時におけるボランティア活動の支援体制構築
 - ・ボランティアまつりの開催支援
 - ・社会福祉普及推進校の活動支援
 - ・住民参加型在宅福祉サービス事業の支援
- ⑤相談支援事業
 - ・日常生活自立支援事業の推進
 - ・総合相談事業の運営
 - 総合相談・・・さわやか館で地域福祉担当が対応
 - 法律相談、司法書士相談・・・専門相談員が対応
 - ふれあい相談・・・毎週水曜日に地区社協事務局が対応
 - ・生活福祉資金貸付事業
 - ・たすけあい資金貸付事業
- ⑥苦情対応

（３）在宅福祉に関すること

- ①介護保険事業
 - ・訪問介護事業（介護予防訪問介護事業）
 - ・通所介護事業（介護予防通所介護事業）
- ②障害福祉サービス事業
 - ・居宅介護（身体介護・家事援助）
 - ・通院介助（病院受診の介助）
 - ・同行援護（視覚障害者の外出介護）
- ③「食」の自立支援事業
 - ・昼食又は夕食の配達（月曜日～金曜日）
 - ・事業会議への参加
- ④移動支援事業
 - ・地域生活移動支援事業（外出介助）

(4) 地域包括支援センターに関すること

①包括的支援事業

新・「地域包括ケアシステム」の推進

- ・介護予防ケアマネジメント業務（足腰シャキッと教室、かくしゃく100歳教室）
- ・総合相談支援業務
- ・地域包括支援ネットワーク構築（民児協定例会、地区社協等）
- ・実態把握（一次予防事業、二次予防事業）
- ・権利擁護事業
- ・高齢者虐待の防止及び対応
- ・成年後見制度の普及促進
- ・消費者被害の防止及び対応
- ・包括的・継続的ケアマネジメント業務（「山田・高崎地区介護支援専門員連絡協議会」）
- ・「地域ケア会議」の開催
- ・認知症高齢者及び家族への支援

②指定介護予防支援事業

- ・介護保険（要支援判定者）のケアマネジメント
- ・居宅介護支援事業所への委託

③介護予防地域支援事業

- ・生きがい活動支援通所事業
- ・寝具洗濯消毒乾燥事業
- ・家庭内事故通報事業

新・新しい総合事業への対応（協議体、生活支援コーディネーター）

④地域福祉事業との連携

- ・ふれあいいきいきサロン
- ・地区社協事業との連携

新・「高齢者見守りネットワーク」（マップ）の作成

《平成27年度 事業計画書 実施事業（個別計画シート）一覧》

■ 社会福祉事業

事業種類	拠点区分／サービス区分		備考
	1 法人運営事業拠点区分		
法人運営	01	法人本部会計	
法人運営	02	法人管理部局運営事業	
法人運営	03	法人事務局運営事業	
法人運営	04	調査・研究・企画・広報事業	
法人運営	05	退職積立事業	
法人運営	06	基金等運用事業	
法人運営	07	善意銀行活用事業	
	2 地域福祉活動推進事業拠点区分		
法人運営	01	都城市総合社会福祉センター管理運営事業	
法人運営	02	山之口シルバーヤングふれあいの里管理運営事業	
法人運営	03	高城老人福祉館管理運営事業	
法人運営	04	山田総合福祉センター管理運営事業	
法人運営	05	高崎老人福祉館管理運営事業	
法人運営	06	高崎介護予防ふれあい交流センター管理運営事業	
地域福祉	07	ボランティアセンター活動事業	
地域福祉	08	地域福祉総合推進事業	
地域福祉	09	認知症地域サポーター支援事業	
地域福祉	10	ファミリー・サポート・センター事業	
地域福祉	11	福祉バス運行事業	
地域福祉	12	軽度生活援助事業	
相談支援	13	日常生活自立支援事業	
相談支援	14	福祉後見活動事業	
相談支援	15	総合相談事業	
相談支援	16	生活自立相談センター事業	
相談支援	17	生活福祉資金貸付事業	
相談支援	18	生活福祉資金利子補給事業	
相談支援	19	たすけあい資金貸付事業	
地域福祉	20	子育て応援助成事業	
地域福祉	21	歳末たすけあい助成事業	
地域福祉	22	緊急援護等事業	
地域福祉	23	低所得者対策事業	
	3 障害福祉支援事業拠点区分		
相談支援	01	障害者生活支援センター事業	
相談支援	02	障害者虐待防止センター事業	
相談支援	03	障がい者等日中活動事業	
相談支援	04	障害者ケアプラン事業	
在宅福祉	05	重度身体障害者移動支援事業	
在宅福祉	06	点字図書館事業	

	4 障害福祉サービス事業拠点区分		
在宅福祉	01	居宅介護事業	
在宅福祉	02	訪問入浴サービス事業	
在宅福祉	03	日中一時支援事業	
在宅福祉	04	地域生活移動支援事業	
	5 介護保険等事業拠点区分		
在宅福祉	01	訪問介護事業	
在宅福祉	02	訪問入浴介護事業	
在宅福祉	03	居宅介護支援事業	
在宅福祉	04	通所介護事業	
在宅福祉	05	生きがい活動支援通所事業	
在宅福祉	06	山田元気な高齢者健康増進センター管理運営事業（健康の館）	
在宅福祉	07	食の自立支援事業	
相談支援	08	山之口・高城地区地域包括支援センター事業	
相談支援	09	山田・高崎地区地域包括支援センター事業	
	6 保育園事業拠点区分		
在宅福祉	01	保育園事務局	
在宅福祉	02	大牟田保育園	
在宅福祉	03	谷頭保育園	
在宅福祉	04	縄瀬保育園	
在宅福祉	05	前田保育園	
在宅福祉	06	谷頭児童館運営事業	
在宅福祉	07	谷頭児童館放課後児童クラブ運営事業	

都城市共同募金委員会事業

事業種類	事業区分／サービス区分	事業名	備考
		共同募金運動・共同募金助成事業	
共同募金	—	共同募金運動・共同募金助成事業	

《平成27年度 事業計画書（新規・主要事業等）》

■ 社会福祉事業

事業種類	法人運営		地域福祉	相談支援	在宅福祉		
	受託事業		補助事業	公益事業	自主事業	その他（ ）	
実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所		事業No. 1-03
事業名	(拠点区分) 法人運営事業				財源元		予算額
	(サービス区分) 法人事務局運営事業				市補助金・自主		54,864,000 円
事業概要	法人の業務の決定 ・ 理 事 会：法人経営の執行機関（定款第 1 2 条） ・ 評議員会：法人の重要事項議決機関（定款第 1 4 条） 法人運営のための事務局運営 法人運営を掌る各種業務（職員の処遇、人事、財務会計処理、団体助成、自主財源確保、諸会議、職員研修、諸規程の整備、文書収受、その他）を行うもの						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 理事会の開催（年 5 回）※ 2 7 年度は改選期 ・ 評議員会の開催（年 5 回）※ 2 7 年度は改選期 ・ 財務会計における顧問税理士からの会計指導						
	【諸会議など】 ・ 法人運営に要する会議（理事会、評議員会）の開催 ・ 事務局運営に要する会議（経営会議、事業会議）の開催						
	【研修など】 ・ 職員研修の充実 ・ 役員（理事）研修の実施 ・ 組織改革の実施						
	【その他】 ・ 諸規程の制定及び改廃 ・ 福祉サービスに関する苦情解決事業の実施 ・ 個人情報保護規程に基づく個人情報保護への対応						
事業目標 (ねらい)	今年度も引き続き、事務局体制の強化、介護保険事業所の統合等を含め、組織改革に取り組んでいく。 また、様々な研修、会議、事業活動を通して、地域福祉専門職としての社協職員の更なる資質向上を図っていく。						

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 **自主事業** **その他（共募）**

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No. 1-04
事業名	(拠点区分) 法人運営事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 調査・研究・企画・広報事業				善意寄付 市補助金・共募	2,923,000 円
事業概要	1. 広報紙発行事業 社会福祉協議会事業並びに地域福祉事業への理解と周知を目的に発行 2. 表彰事業 地域福祉に功労のあった団体・個人の功績を称え他の模範とし、活動の関心や評価を高め、さらなる福祉の向上を図る。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 1. 広報事業 年6回の発行。毎回市内各戸及び関係諸施設に配布 (※1回発行部数 53,500部) 2. 表彰事業 ・都城市社会福祉功労者等市長表彰 ・都城市社会福祉協議会会長表彰・感謝 ・宮崎県共同募金会都城市支会会長表彰・感謝 ・宮崎県社会福祉大会への参加					
	【諸会議など】 ・広報企画編集会議（編集委員による会議） ・行政との事業実施打合せ会 ・局内被表彰者審査検討会議					
	【研修など】					
	【その他】					
事業目標 (ねらい)	・広報事業では、市民への情報提供の一つのツールとして、市民の知りたい情報、必要な情報を提供していくことを目指す。 ・表彰事業では、個人、団体、グループの功績などを称え、地域や組織での評価を高め、地域住民の意識の向上を図る。 ・両事業を通じて、福祉へ関心を高め、都城市社会福祉協議会の存在を市民にアピールするとともに、都城市社協が実践している様々な地域福祉活動への関心を高めていく。					

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 1-05
事業名	(拠点区分) 法人運営事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 退職積立事業				介護保険収入	30,189,000 円
事業概要	退職積立金の管理					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・全国社会福祉団体職員退職手当共済制度、宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度に加入（正職員・常勤嘱託職員・委託職員）。但し、合併前に支所で加入していた職員（常勤嘱託職員・委託職員・保育園のみ正職員）で、独立行政法人福祉医療機構（WAM）に加入している事業所は継続加入（高城支所・山田支所・高崎支所・保育園）。 ・その他、自主財源分の退職手当積立金の管理。					
事業目標 (ねらい)						

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No. 1-06
事業名	(拠点区分) 法人運営事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 基金等運用事業				善意寄付等	31,749,000 円
事業概要	① ボランティア・災害救援活動基金運用事業 ② 子ども・子育て応援基金事業 ③ 地域福祉積立預金運用事業 ④ 事業安定化積立預金運用事業 ⑤ その他					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 (1) 基金 ①ボランティア・災害救援活動基金 ②子ども・子育て応援基金 (2) 積立預金 ③ 地域福祉積立預金 ④ 事業安定化積立預金 ⑤ 退職共済積立預金 ⑥ 保育所人件費積立預金 ⑦ 保育所施設・設備整備積立預金					
	【諸会議など】					
	【研修など】					
	【その他】					
事業目標 (ねらい)	各規程・要綱に基づいて、安全確実な運用を行うと共に、活用事業の活性化を期待する。					

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	1-07
事業名	(拠点区分) 法人運営事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 善意銀行活用事業	善意寄付	24,000,000 円
事業概要	(1) 善意寄付（善意寄付金・忌明寄付金・物品）の受け入れ (2) 社協広報紙「ごーごーちいき」への寄付者の掲載 (3) 市社協会長表彰 (4) 善意銀行活用事業（各事業への助成） (5) 寄付金の積立		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 (1) 善意寄付（善意寄付金・忌明寄付金・物品）の受け入れ ①本所・支所での直接の受け入れと郵便振込による受け入れ（善意寄付・忌明寄付） (2) 広報紙「ごーごーちいき」への寄付者の掲載 ①寄付者の同意を得て掲載 (3) 市社協会長表彰 ①善意銀行事業に、永年協力または多額の寄付を行った個人または団体の表彰 (4) 善意銀行活用事業～各事業への助成 ① 緊急援護活動等事業（火災等見舞金） ② たすけあい資金貸付事業 ③ 企画・広報等事業（県社会福祉大会） ④ 地域福祉推進事業（市地域福祉推進大会開催費用） ⑤ 紙おむつ支給事業 ⑥ 福祉機器(車椅子・ベッド)貸出およびメンテナン ス 事業 ⑦ ボランティアセンター運営事業 ⑧ 子育て応援助成事業（指定寄付活用事業） (5) 寄付金の積立		
	【諸会議など】		
	【その他】		
事業目標 (ねらい)	善意の寄付であること再認識し、その活用事業として、都城市民の福祉の向上のための事業を実施する。		

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	2-01
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 都城市総合社会福祉センター管理運営事業	市補助金	20,084,000 円
事業概要	地域住民の福祉の向上を図ることを目的に、生活・健康等の各種相談、教養、レクリエーション及び研修、集会、憩いの場、ボランティア活動の拠点として活用することを目的とし、当センターの維持管理に努める。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ① 社会福祉センターの貸館業務および維持管理 ・利用許可申請：利用期日の前日までに利用許可申請書（様式第1号）を提出 ・許可する場合：利用許可書（様式第2号）を交付 ・利用終了の届：利用者は、利用が終了後、その旨届け出なければならない ・使用料：利用者は、別表に定める使用料を許可の際納入しなければならない ・使用料の減免：会長が認める免除対象団体が利用する場合は使用料を免除 ② 福祉・ボランティア等に関することの相談窓口 ③ 台風等の避難者への対応の実施		
	【諸会議など】		
	【研修など】		
	【その他】		
事業目標 (ねらい)	都城市民に開かれた都城市総合社会福祉センターとして、福祉・ボランティアなどに関することの相談窓口や台風等の避難者への対応も含めて、さらにより一層の機能性を持たし、さらなる相乗効果が得られるような当センターの運営を目指す。		

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 2-02	
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 山之口シルバーヤングふれあいの里 管理運営事業	市委託 費	5,494,000 円
事業概要	指定管理制度による山之口高齢者生活福祉センター外3施設の管理運営事業 (期間／平成27年度～平成31年度)。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 山之口高齢者生活福祉センター外3施設および敷地内の維持管理 ・ 施設利用の許可 ・ 施設の安全管理		
	【諸会議など】		
	【研修など】		
	【その他】 ・ 行政による年1回のモニタリングの実施		
事業目標 (ねらい)	指定管理者として、住民が利用しやすい施設運営を行うとともに、効率的な管理を行う。		

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 2-03
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 高城老人福祉館管理運営事業				市委託費	1,768,000 円
事業概要	指定管理制度による高城老人福祉館の管理運営事業 (期間／平成27年度～平成31年度)					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・高城老人福祉館施設および敷地内の維持管理 ・施設利用の許可 ・施設の安全管理					
	【諸会議など】					
	【研修など】					
	【その他】 ・行政による年1回のモニタリングの実施					
事業目標 (ねらい)	指定管理者として、住民が利用しやすい施設運営を行うとともに、効率的な管理を行う。					

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 2-04
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 山田総合福祉センター運営管理事業				市委託費	2,365,000 円
事業概要	指定管理制度による山田総合福祉センター（けねじゅ苑）の管理運営事業（期間／平成26年度～平成30年度）。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 山田総合福祉センター（けねじゅ苑）および敷地内の維持管理 ・ 施設利用の許可 ・ 施設の安全管理					
	【諸会議など】					
	【研修など】					
	【その他】 ・ 行政による年1回のモニタリングの実施					
事業目標 (ねらい)	指定管理者として、住民が利用しやすい施設運営を行うとともに、効率的な管理を行う。					

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 2-05	
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業					財源元	予算額
	(サービス区分) 高崎老人福祉館管理運営事業					市委託費	1,822,000 円
事業概要	指定管理制度による高崎老人福祉館の管理運営事業 (期間／平成27年度～平成31年度)						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・高崎老人福祉館内の維持管理および敷地内の維持管理 ・施設の利用許可、取り消し ・施設の安全管理						
	【諸会議など】						
	【研修など】						
	【その他】 ・行政による年1回のモニタリングの実施						
事業目標 (ねらい)	指定管理者として、住民が利用しやすい施設運営を行うとともに、効率的な管理を行う。						

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 2-06	
事業名	(拠点区分) 地域福祉推進活動事業					財源元	予算額
	(サービス区分) 高崎介護予防ふれあい交流センター管理運営事業					市委託費	2,596,000 円
事業概要	指定管理制度による高崎介護予防ふれあい交流センター「さわやか館」の管理運営事業 (期間／平成27年度～平成31年度)						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・高崎介護予防ふれあい交流センター「さわやか館」の維持管理および敷地内の維持管理 ・施設の利用許可（ヘルストロン利用、健康マッサージ機利用、血圧測定器利用、施設利用（いきいきサロン、会議、講座等）、取り消し ・施設の安全管理 ・「さわやかサロン」の設置（コーヒー、お茶等 高齢者等による運営） ・総合相談室開設						
	【諸会議など】						
	【研修など】						
	【その他】 ・行政による年1回のモニタリングの実施						
事業目標 (ねらい)	指定管理者として、住民が利用しやすい施設運営を行うとともに、効率的な管理を行う。また、高齢者が健康で自立した生活がおくれるように、健康器具等を設置し自由に使用してもらい、また「集いの場」として気軽に利用してもらうことにより、要介護等や孤独にならないよう支援することを目的とする。						

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他()

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	2-07
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財 源 元	予 算 額
	(サービス区分) ボランティアセンター活動事業	善意寄付・市委託費 県社協助成金	5,353,000 円
事業概要	1、ボランティアセンター活動事業 ボランティア活動の推進において市民の理解と関心を深め、市民のニーズを把握する。また、様々な団体が活動を展開するうえで具体的な支援を行い、ボランティア活動と NPO 等との地域における協働体制の在り方を推進する。 2、NPO 等協働体制確立事業（＊市受託事業 3 年目） NPO 等を支援する中間支援の機能として、行政と協働しながら、団体等の活動支援、市民活動のコーディネート、PR 事業、団体間ネットワーク事業に取り組む。 3、NPO とボランティア活動支援のための情報科システム構築事業（＊市受託事業 3 年目） インターネット活用について、ホームページやネットワーク事業、情報収集・発信等の I T 支援を行い、各団体の活動を支援する。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①窓口の充実 ②VO団体等の活動実態調査 ③VO情報紙発行 ④VO育成・支援 ⑤VO保険加入・促進 ⑥福祉教育の普及推進 ⑦災害VOセンター訓練 ⑧NPO等との連携 ⑨その他必要となる事業		
	【諸会議など】 ・市社会福祉普及推進校連絡会役員会（随時） ・市地域VO連協、VO協会役員会（随時）、理事会（年 1 回） ・ボランティア・福祉共育おうえんセンター運営委員会の開催（年 3 回） ・都城圏域ネットワーク会議の開催（年 1 回）		
	【研修など】 ・災害ボランティアリーダー養成講座（年 3 回）・傾聴ボランティア養成講座（年 4 回）・福祉教育サポーター養成講座（年 4 回）・NPO ough 講座（年 6 回） ・NPO 基礎研修（年 2 回） ・情報化ough 講座（年 4 回） ・災害VOセンター設置訓練（後方支援を含む）		
	【その他】 ・みやこんじょボランティアフェスティバル 2016 の企画・運営 ・日本福祉教育ボランティア学習学会「宮崎・都城大会」の企画・実行委員会		
事業目標 (ねらい)	・ボランティア・福祉共育oughセンターとしての機能を充実させ、広く地域住民に周知する。 ・福祉教育のプログラムを学校と協働で作成し、継続した活動に結びつける。 ・学校・地域・施設・行政・NPO などと協働し、共に育み活動ができるように関係機関と連携して情報提供や場作りを支援する。 ・ボランティア活動の支援に加え、NPO 法人などとの協働を推進するために必要となる中間支援組織の役割を整理しセンター運営に繁栄させることを目指す。		

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	2-08
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 地域福祉総合推進事業	県・市補助金	11,705,000 円
事業概要	・地区社会福祉協議会活動支援（１５地区） ・小地域ネットワーク活動の推進（１５地区）		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①地区社協事業（福祉何でも相談、福祉学習会、見守りネット活動等）の実施 ②地区社協活動支援（企画・運営・連絡調整等） ③ふれあいいきいきサロン活動支援 ④地域福祉合同研修会等の実施 ⑤在宅介護者支援事業（つどい、見守り訪問） ⑥地域生活支援会議の実施 ⑦地区地域福祉活動計画の実践		
	【諸会議など】 ①１５地区社協事務局担当国会議（年３回） ②市地区社協連協総会（年１回） ③市地区社協連協三役会（年３回） ④市地区社協連協理事会（年１回） ⑤地区社協事務局長会議（年２回） ⑥各種専門部会（随時）		
	【研修など】 ①都城市地域福祉推進大会の開催（年１回） ②地域福祉リーダー養成研修会（年１回） ③地区社協役員会合同研修会（年２回）		
	【その他】 ①地域福祉関係視察対応 ②グループホーム運営推進会議の出席		
事業目標 (ねらい)	・都城市地域福祉計画、１５地区地域福祉活動計画の実践と進行管理を行う。 ・第３次都城市地域福祉活動計画への地区社協活動実践を反映させる。 ・行政施策との協働、「まちづくり協議会と地区社協の位置付け明確化」を図る。 ・多様な福祉ニーズへの対応するため、新たな地域福祉活動創出をねらいとした 「協働・協議の場（地域生活支援会議等）」を作っていく。 ・今日的な福祉課題の解決、生活しづらい方々への生活支援活動を強化する。		

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	2-09
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 認知症地域サポーター支援事業	市委託費	4,500,000 円
事業概要	国が進めた認知症対策の総合支援事業終了後、平成21年度より都城市が単独事業として市社協と共に取り組み、その成果に基づき本年度も引き続き推進する事業である。 事業の目的として、地域において認知症の本人と家族を支えるために予防、早期発見、ケアなど認知症に対する地域資源をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援を行う体制を構築することを目的とする。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ① 認知症サポート体制整備推進会議の設置 ② 認知症コーディネーターの配置 ③ 認知症見守りネットワークの構築 ④ 認知症サポーターの養成 ⑤ 認知症個別支援体制の充実 ⑥ 家族支援プログラムの実施		
	【諸会議など】 ① 認知症サポート体制整備推進会議の開催 (年3回程度) ② 認知症コーディネーター、介護保険課、定期協議の開催 (月1回程度) ③ 認知症見守りネットワークのモデル地区における定期学習会や見守りマップ作成や体制構築等のための会議 (随時)		
	【研修など】 ① 市民向けの研修会の開催 ・15地区における在宅介護者や住民(児童・生徒も含む)向けの研修会の開催 ・協力機関等向けの研修会の開催 ② 家族や専門職向けの研修会の開催 ③ 認知症コーディネーターや担当職員の資質向上のための研修会参加 ④ 認知症サポーター養成講座の開催 ⑤ キャラバンメイトフォローアップ研修会の開催		
	【その他】		
事業目標 (ねらい)	・認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の環境で暮らし続けることができるよう、認知症の普及・啓発活動を重点的に実施することや認知症の人やその家族等に対する生活支援等を充実させる。 ・いざというときに支えあう地域ネットワーク構築の拡充 ・認知症の人を介護している家族等の情報交換や知識の向上を図る。		

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	2-10
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財源元	予算額
	(サービス区分) ファミリー・サポート・センター事業	市委託費	5,197,000 円
事業概要	地域において、育児または家事の援助を受けたい方（利用会員）と援助ができる方（援助会員）からなる会員組織で、会則に基づく相互援助活動 ・事務所を都城市総合福祉会館（2階）に開設 ・時間：8時30分から17時15分（実務時間は9時から17時） ・休業日：日曜日及び土曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日） ・職員：アドバイザー1名とサブリーダー3名の計4名の配置（交代制）		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ① 相互援助活動の調整業務 ② 利用会員及び援助会員の募集及び登録事務 ③ 情報交換のための交流会の開催（利用者会員及び援助会員等の相互交流） ④ センター広報紙「リンク・リング」の発行（年2回） ⑤ 祝吉地区社協・山田地区社協と相互援助事業との連携 ⑥ ファミリーコンサートの開催 ⑦ その他 必要と思われる事業		
	【諸会議など】 ① こども課及び関係機関等の定期協議の開催（月1回程度予定）		
	【研修など】 ① 利用会員研修会・援助会員養成講座・利用会員及び援助会員フォローアップ研修等の実施 ② 利用会員及び援助会員に対して、相互援助活動に必要な各種研修等の開催 ③ 研修参加（ファミリーサポートネットワーク事業 『全国交流集会』）		
	【その他】 ① 高城地区子育て相互援助事業の開設準備 ② 庄内地区における活動拠点の整備、及び連携体制の構築		
	事業目標 (ねらい) ・この事業を通し、市内の乳幼児から児童（障害児も含む）を対象とする相互援助活動体制構築する。 ・利用会員がなるべく生活する場所に近い“地区社協”等を拠点とし、地域全体での子育ての支援に繋がるよう事業を推進する。 ・地域の子育て支援を行い、子育てすることに「喜び」と「夢」をもてるような福祉コミュニティを形成することを目的とする ・登録会員間の交流を促進し、お互いが十分な信頼関係のもとに活動できる体制を構築する。		

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	2-11
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 福祉バス運行事業				市補助金	6,273,000 円	
事業概要	(1) 本所福祉バス（H9 導入、定員 28 名） 利用目的は、①各種講習会及び研修会、②スポーツ及びレクリエーション、 ③福祉の増進を図るための事業、④社会福祉協議会が行う事業、⑤その他 社会福祉協議会事務局長が必要と認めた事項 (2) 高城支所福祉バス（H8 導入、定員 28 名）※利用目的同上 (3) 山田支所福祉バス（H12 導入、定員 41 名）※利用目的同上						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 (1) 運転業務 非常勤嘱託職員（運転手 2 名）配置 (2) 運行管理 社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉バス管理規則（平成 19 年 3 月 27 日制定）に基づき適正かつ効率的な運行管理を行う ①利用許可の申請 福祉バス利用許可申請書（様式第 1 号）・搭乗者名簿（様式第 2 号）を提出 ②利用報告 ・利用責任者は、万一事故が発生したときは、直ちに報告しなければならない。 ・必要があると認めた場合は、バス利用団体にその運行の状況報告を求める。 ・運転手は、運行日誌によりバスの運行状況を報告する。 (3) 遵守事項 社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉バス管理規則（平成 19 年 3 月 27 日制定）第 5 条に掲げる事項を遵守する						
	【諸会議など】						
	【研修など】						
	【その他】						
事業目標 (ねらい)	社会福祉法人都市社会福祉協議会福祉バス管理規則に基づき安全、適正かつ効率的な運行管理を行い、福祉団体の地域における社会参加活動を促進するために運行する。						

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 2-12
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 軽度生活援助事業				市委託費	2,821,000 円
事業概要	在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、日常生活上の軽度な援助（居室内の掃除や日常生活用品の買物、調理の支援等）を行い、自立した生活の継続、また要介護状態への進行を防止する。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】					
	・利用者や援助員等の需給調整 ・軽度生活援助員の養成 ・情報紙の発行（年2回程度）					
	【諸会議など】					
	・本事業に関するケース会議の実施 ・サービス調整会議の実施 ・介護保険課及び関係機関等との協議（随時）					
	【研修など】					
	・軽度生活援助員養成講座の実施 ・援助員研修会の開催					
	【その他】					
事業目標 (ねらい)	・高齢者の在宅での自立生活を維持するために、本事業に関わる生活援助員の確保と利用者の発掘を更に図っていく。 ・地域活動やボランティア活動に関する学習会等を実施し、本事業だけに限定せず様々な分野での援助活動、ボランティア活動への拡充を図る。 ・本事業を通して、地域の実情に応じた支援や支援体制の構築を図り、安心して暮らせる福祉のまちづくりを実現する。					

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	2-13
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財 源 元	予 算 額	
	(サービス区分) 日常生活自立支援事業				国・県委託費	8,292,000 円	
事業概要	判断能力が不十分な方が、福祉サービス利用のための一連の援助や、希望により日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行い、支援を展開することで安心安全な地域生活が継続できることを目的に本事業を実施する。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・利用に伴う相談援助 ・福祉サービスの利用援助（苦情解決相談含） ・日常的な金銭管理サービス ・書類等の預かりサービス						
	【諸会議など】 ① 契約締結判定会議の開催：随時（市社協本所） ② 生活支援員連絡会議（意見交換会）の開催 ③ 障害者自立支援協議会地域生活支援部会への出会：毎月 ④ 専門員業務会議への出席：6月、11月、1月、2月（県社協） ⑤ 契約締結審査会への出席：随時（県社協） ⑥ 個別支援会議への出席：随時 ⑦ その他必要な会議への出席						
	【研修など】 ① 生活支援員現任研修：年2回（県社協） ② 生活支援員研修会の開催：年2回 8月、12月 ③ 専門員実践力強化研修会への参加：7月（全社協） ④ 専門員ケースカンファレンスへの参加：随時（県社協） ⑤ 生活支援員等研修会への参加：9月、12月（県社協） ⑥ 権利擁護・虐待防止セミナーへの参加：2月（全社協） ⑦ その他、必要な研修への参加						
	【その他】 ① 県社協（契約締結審査会・運営適正化委員会）との連携 ② 初期相談・調査の協力要請・利用者支援・見守り要請等 ③ 関係機関・課相談事業との連携 ④ 地域福祉諸事業への参加						
事業目標 (ねらい)	関係機関との連携を図り、総合的な支援を展開することによって、判断能力が不十分で日常生活に不安のある方々が、地域で安心して生活できることを目標とする。併せて、利用者の成年後見制度への移行を支援することで、継続的な支援を受けられるようにする。						

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 2-14
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財 源 元	予 算 額
	(サービス区分) 福祉活動後見事業				善意寄付	4,185,000 円
事業概要	身寄りのいない認知症や障がい（知的・精神的な障がい）により日常生活において判断能力が低下している方々の権利を護るために、社会福祉法人として後見人を受任するとともに制度の利用支援や普及啓発を図ることを目的とし本事業を実施する。併せて、「都城みらいあんしん支援事業」として市内在住の在宅かつ単身で頼れる身寄りのいない要援護者、若しくは要援護となるおそれのある者に対して相談及び具体的な支援を行う。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 成年後見制度等の利用に伴う相談援助の支援 ・ 関係する司法機関や行政、保健医療福祉機関との連携 ・ 成年後見制度等利用支援事業の推進に向けた取り組み ・ 任意後見活動の支援 ・ 法人後見活動の支援 ・ 「都城みらいあんしん支援事業」の実施					
	【諸会議など】 ・ 法人後見審査委員会 ・ 都城みらいあんしん支援事業審査委員会及び評価委員会 ・ 権利擁護に関する都城市のネットワーク会議等関係機関の会議への参加					
	【研修など】 ・ 権利擁護に関する研修会の企画実施 ・ 権利擁護に関する研修会への参加					
	【その他】 ・ 日常生活自立支援事業担当者会議への出会と連携					
事業目標 (ねらい)	・ 財産管理や身上監護の支援を展開することにより、判断能力が低下した方々の権利を護り日常生活の安定を図る。併せて、専門的な知識と援助技術の習得を図っていく。 ・ 法人として権利擁護関連事業（成年後見制度等）への取り組みが展開する。					

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	2-15
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財 源 元	予 算 額	
	(サービス区分) 総合相談事業				市補助金	8,068,000 円	
事業概要	地域住民が持つ様々な生活問題、福祉問題を受け止め、身近なところで気軽に相談でき、解決が図れる相談機能の充実を図る。また、福祉や法律等の専門職や専門機関との連携、地域福祉力の活用等種々の手法を活用して、解決が図れる相談機能の充実を図る。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 法律相談（本所・支所・弁護士） ・ 司法書士相談（本所・支所・司法書士） ・ 常設相談（本所・常設相談員 2 名） ・ 地区別相談（15 地区ふれあい相談員）						
	【諸会議など】 ・ 法テラス地方協議会等の県内諸会議 ・ 関連機関の会議等 ・ ニーズに伴う地域支援会議及びカンファレンスの開催						
	【研修など】 ・ ウェルネスハートセンター相談員研修（年 2 回） 8 月下旬、12 月上旬 ・ その他、関係する研修への参加						
	【その他】 ・ 相談関係機関（医療連携相談室含）との連携						
事業目標 (ねらい)	・ 地域住民に身近なところで各種相談に応じられる総合相談体制を確立する。 ・ 地域住民が持つ様々な生活問題、福祉問題の解決に向け、地域住民が気軽（相談の場の増・無料等）に受けられるようにする。 ・ 15 地区社協、7 地区地域包括支援センター及び障害者の相談支援機関、その他の各種相談機関と連携を図る。						

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	2-16
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財 源 元	予 算 額
	(サービス区分) 都城市生活自立相談センター事業	市補助金	14,745,000 円
事業概要	新たに施行（平成 27 年 4 月）される生活困窮者自立支援法において、生活困窮状態にある方が生活保護に至る前の段階で、困窮状態からの脱却をはかるために自立相談支援（総合相談）を展開するもの。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 自立相談支援事業（総合相談・支援計画の作成・住居確保給付金相談） ・ 社会資源の開発等に関すること ・ 就労準備支援や就労訓練における受入企業の開拓（出口支援「就職」含む）		
	【諸会議など】 ・ 保護課との定期協議 ・ 支援調整会議 ・ 福祉事務所等連絡会議 ・ ハローワークが主催する会議 ・ 社協・生活支援まちづくり強化プロジェクト推進会議 ・ その他事業に関連する会議		
	【研修など】 ・ 各種支援員スキルアップ研修 ・ 生活困窮者自立支援全国研究交流大会 ・ 家計相談員等研修 ・ その他事業を推進するうえで必要な研修		
	【その他】 ・ 地域福祉計画（活動計画）策定に関すること ・ 地域包括ケアシステム構築におけるネットワークに関すること ・ その他事業を推進するうえで必要なこと		
事業目標 (ねらい)	訪問支援（アウトリーチ）も含め、生活保護に至る前の段階から早期に支援し、ワンストップ型の相談窓口により、情報とサービスの拠点として機能。一人ひとりの状況に応じ自立に向けた支援計画を作成。同時に関係機関と連携・協働し、地域ネットワークの強化など地域づくりも担いながら総合的な相談支援を展開し生活困窮状態からの早期自立を目指す。		

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 自主事業 その（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所											事業No. 2-17
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業								財源元		予算額	
	(サービス区分) 生活福祉資金貸付事業								県社協委託費		2,680,000 円	
事業概要	低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする。											
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・生活困窮世帯のそれぞれの相談に応じて、生活福祉資金の貸付を行う。(①総合支援資金、②福祉資金、③教育支援資金、④不動産担保型生活資金の貸付) ・償還の遅れている人に対して、償還指導を行う。 ・県の補助金による相談体制整備事業の実施。											
	【諸会議など】 ・相談に対してその都度、課内での協議開催 ・貸付、償還について課内での協議開催											
	【研修など】 ・担当職員研修（県社協 6月予定） ・民生委員児童委員を対象とする研修の開催（10月上旬）											
	【その他】 ・償還相談・指導の実施（県社協・民生委員と連携して償還指導を行う。）											
スケジュール	年間スケジュール											
事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸付相談	年間を通して											
担当者研修			予定									
払込票送付	毎月											
償還残額送付					上旬						上旬	
貸付部会研修							上旬					
事業目標 (ねらい)	・経済情勢が悪化し、生活困窮者が社会問題化するなか、本資金制度は、社会的弱者である方々に早急な対応を行い、必要な資金の貸付と援助指導を行うことで、安定した生活を送る事を目的とする。 ・資金の活用及び社協、民生委員児童委員の連携による支援に基づいた世帯の自立を促しながら、資金使途に対して必要書類（領収書・車検証など）の確認を行い、不正活用のないように指導を徹底する。 ・生活困窮者自立促進事業との一体的な事業運営を行う。											

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 **補助事業** 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所								事業No. 2-18
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業								財源元		予算額		
	(サービス区分) 生活福祉資金利子補給事業								市補助金		461,000 円		
事業概要	都城市に居住する低所得者等が、その更生のために借り受けた有利子資金に対し、期限内償還分の利子を半年ごとに払い戻し、借入者の負担軽減を図る。												
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・後期／平成26年10月から平成27年3月までの利子補給 実施日：平成27年8月4日～6日 ・前期／平成27年4月から平成27年9月までの利子補給 実施日：平成27年12月1日～3日												
	【諸会議など】												
	【研修など】 ・民生委員を対象とした研修の開催 9月上旬												
スケジュール	年間スケジュール												
事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
利子補給			文書発送		5～7		文書発送		2～4				
民生委員研修						上旬							
事業目標 (ねらい)	・借入者に利子補給の実施目的を周知し、定期に返済することを促す。また、借入者の負担軽減を図り、世帯の自立を促す。												

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所						事業No. 2-19					
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業						財源元		予算額			
	(サービス区分) たすけあい資金貸付事業						善意寄付		3,337,000 円			
事業概要	日常生活上の不時の出費の困難な者に対し、必要な資金を貸し付け生活の安定を図り、自立更生のための必要な援助及び指導を行う。											
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①貸付 ・たすけあい資金貸付 ②償還 ・償還が1ヶ月遅れたら電話で催告する。連絡も無く2ヶ月以上償還がなかった場合は催告文書を発送する。 ・古い債権は年2回、催告文書を発送して、償還を促す。 ③その他 ・貸付に至らない場合、状況に応じて、商品券、米で対応する。											
	【研修など】 ・民生委員児童委員を対象とする研修の開催（9月上旬）											
スケジュール	年間スケジュール											
事業名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
貸付相談	年間を通して											
月次報告	毎月											
催告業務				文書発送					文書発送			
2ヶ月滞納	その都度											
民生委員研修							上旬					
事業目標 (ねらい)	・貸付相談から見えてくる諸課題に対し、関係機関と連携し、場合によってはケース会議等を行い、解決に導くようにする。また、行政だけでは対応できないセーフティーネット対策の一つとして、小口貸付（商品券等）を行う。											

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	2-20
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 子育て応援助成事業				基金（指定寄付）	1,550,000 円	
事業概要	都城市社会福祉協議会子ども・子育て応援基金（みやこんじょ子どもスマイル助成金）を活用し、都城市内で子育て支援に取り組んでいる団体の活動に要する資金を助成し、活動のさらなる充実を図る。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・都城市内において、地域ぐるみで子ども・子育ての支援活動を実施している団体の事業助成 ・地域福祉活動計画に沿ったテーマ別重点事業への助成						
	【諸会議など】 ・助成審査委員会の開催						
	【研修など】						
	【その他】						
事業目標 (ねらい)	都城市における子ども・子育て支援の向上を目指し、地域ぐるみで取り組む様々な活動に対して支援を安定かつ継続的に推進していくために設置された「子ども・子育て応援基金」を活用し、地域住民との世代間交流を図り、ひいては地域で次世代の担い手を育成していく。また、プレゼンテーション審査方式を導入し、広報啓発を図りながら実践していく。						

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 **その他（共募）**

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	2-21
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 歳末たすけあい助成金事業				共同募金	3,795,000 円	
事業概要	在宅の高齢者・障害者を対象とした住宅環境整備事業、福祉活動団体・グループへの支援事業、低所得世帯支援事業等に助成する。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 1. 在宅福祉サービス事業 ・在宅高齢者及び障害者の住宅環境の整備補修事業 2. 福祉協力団体活動助成金 ・民生委員児童委員によるひとり暮らし高齢者の訪問活動 3. 低所得世帯支援事業 ・低所得世帯への商品券の配布 4. 地域福祉活動推進事業 ・地区社協への活動支援（地域交流事業、見守り事業等） ・地域ボランティアグループへの活動支援 ・地域公民館活動助成 ・ボランティアグループが行う友愛活動への助成 ・福祉用具貸出事業用品購入 ・子育て支援事業保育所遊具助成事業など ・おせち配布事業 ・年末年始福祉事業（ふれあい訪問・弁当配布事業、ふれあいサロン事業粗大ごみ収集事業 他）						
事業目標 (ねらい)	1. 学校、地域、職場を通して幅広く歳末たすけあい運動への協力を呼びかける。 2. 市民に目に見える形での助成のあり方を検討していく。 3. 各本支所統一した事業助成（一本化）の検討						

事業種類 法人運営 **地域福祉** 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 2-22
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業	財源元
	(サービス区分) 緊急援護等事業	善意寄付
事業概要	被災者に対する災害見舞金等の支給 ・一般火災及び暴風、洪水、地震その他の自然現象により被害時の見舞金 ・その他、台風等の避難者への対応	
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ① 火事被災者宅への慰問活動 ・福祉課及び地区担当民生委員との連携、情報収集、連絡調整 ② 火事被災者宅への火災お見舞金の支給…全焼で5万円、部分焼で2万円 ・支給予算額 5万円×35件＝175万円 (本所20件、山之口支所3件、高城支所6件、山田支所3件、高崎支所3件) ③ 台風、風水害時の避難場所 ・台風等の避難者への対応	
	【諸会議など】	
	【研修など】	
	【その他】	
事業目標 (ねらい)	被災者の応急的保護を図るための事業として、見舞金の支給を実施し、被災者の心の支えとなることも目的に実施する。また、火災だけに限らず、台風等災害時の避難者対応など様々な災害による被災者への支援を視野に入れて関係機関と連携していく。	

事業種類 **法人運営** 地域福祉 相談支援 在宅福祉
受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	2-23
事業名	(拠点区分) 地域福祉活動推進事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 低所得者対策事業				市補助金	100,000 円	
事業概要	歩行に堪えない行路中の病人であって、療養の途を持たず、かつ、救護者のいない者への援助事業。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 歩行に堪えない行路中の病人であって、療養の途を持たず、かつ、救護者のいない者への援助事業。(原則として、本所：1 駅 1, 0 0 0 円、支所：5 0 0 円支給) 運用については、市保護課と連携している。						
	【諸会議など】						
	【研修など】						
	【その他】						
事業目標 (ねらい)	セーフティネットの事業として、効果的な運用をする。						

事業区分 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	3-01
事業名	(拠点区分) 障害福祉支援事業 (サービス区分) 障害者生活支援センター事業	財源元 市委託費	予算額 24,833,000 円
事業概要	障害者総合支援法(平成25年4月より改正施行)に基づく相談支援事業である。地域で生活する障がい者やその家族が抱える様々な生活課題を解決するため、①一般相談支援、②計画相談支援、③地域相談支援、障害者の自立を支援するや社会生活への参画を促していく。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①各種障がい福祉サービスの申請代行業務（住宅改修・住宅改造、日常生活用具、補そう具、食の自立支援事業、移動支援事業など） ②専門相談員の派遣による支援対象者（障害・難病等）への相談支援 ③ピアサポーターによるセルフヘルプ活動支援（当事者同士、及び当事者の親同士によるセルフヘルプ活動） ④セルフヘルプグループの立ち上げ支援 ⑤都城市障害者自立支援協議会の運営サポート ⑥居住サポート事業の運営 ⑦日常生活自立支援事業との連携 ⑧専門機関や地域福祉関係者との連携 ⑨福祉機器（車いす等）の短期貸し出し 【諸会議など】 ① MSR（宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会）への参画 ②都城市障害者自立支援協議会 運営会議・専門部会（地域生活支援部会、児童部会、就労支援部会、相談支援部会、重度心身障害児支援部会）福祉マップワーキングチームへの参画【運営会議・部会＝月1回】、【全体会年2回】 ③住宅改造判定会議 ④居住サポート連絡会議 ⑤都城市福祉有償運送サービスネットワーク連絡会 【研修など】 ①ピアサポーター研修開催（年1回）程度 ②専門相談員研修会開催（年1回）程度 ③都城市福祉有償運送サービスネットワーク主催による研修 【その他】 職員の資質向上をはかるための各種研修への参加及び自主研修の実施		
事業目標 (ねらい)	地域で生活する障害者が、自らの人生設計を考え、社会参加できるよう、障害者の能力を引出し、自立支援を行っていく。合わせて、行政への提言も行っていく。		

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 3-02	
事業名	(拠点区分) 障害福祉支援事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 障害者虐待防止センター事業	市委託費	11,167,000 円
事業概要	障害者虐待防止法（平成24年10月1日施行）に基づき、関係機関と連携し、「障がい者虐待の予防と早期発見」「虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援」「養護者に対する支援」に取り組む。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①障がい者虐待の届出や通報の受理 ②養護者による障がい者虐待の相談、指導、助言 ③障がい者虐待防止に関する広報・啓発 ⑤ 成年後見制度の申し立て支援		
	【諸会議など】 ①「コアメンバー会議」 ②「個別ケース会議」 ③「都城市障害者虐待防止ネットワーク会議（仮称）」開催（年1回）		
	【研修など】 ①障害者虐待防止法や障害者虐待防止センターについての研修会開催（年1回）		
	【その他】 ①都城市障害者虐待防止センターの広報・啓発 ②担当職員の資質向上を図るための研修会への参加		
事業目標 (ねらい)	障がい者虐待の予防と早期発見に取り組み、障がい者の権利・利益を擁護し、障害者の尊厳ある暮らしの実現を目指す。		

事業区分 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 3-03	
事業名	(拠点区分) 障害福祉支援事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 障がい者等日中活動事業	市委託費	1,207,000 円
事業概要	・家に閉じこもりがちな在宅の障がい者や家族（高齢者も含む）の方々に、日中活動の場を提供することにより、ひきこもりの予防と交流を図る。 ・就労を含め当事者が人生設計を描くことができるよう自立支援を図る。 ・障がい者の活動を支援するボランティアの育成を図り研修することで地域での見守りや障がい者に対する理解を図る。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①本所・支所の障がい者等日中活動の支援（本所管内11地区、高崎、山之口、山田、高城）市内の在宅障がい者への日中活動の場を提供 ・本所：3回／月×1ヶ所 ・支所：1回／月×4ヶ所 ②毎日型サロン開設による市内在宅障害者への日中活動の場の提供と日常訓練の場を提供 ③ボランティアの育成		
	【諸会議など】 ①本所・4支所サロン担当学会議（年2回）		
	【研修など】 ①ボランティア研修及び情報交換会議（年1回） ②サロン担当者のレクレーション研修参加（年1回）		
	【その他】		
事業目標 (ねらい)	ひきこもりがちな障がい者やその家族の社会生活技能訓練の場や憩いの場として事業を展開していく。共通の利用者も多い都城地域活動生活センター(オリオン)との連携も図り、隙間を生じない支援を行っていく。		

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所		事業No. 3-04
事業名	(拠点区分) 障害福祉支援事業					財源元	予算額
	(サービス区分) 障害者ケアプラン事業					自立支援費収入	5,548,000 円
事業概要	・障害者総合支援法（平成25年4月より改正施行）及び児童福祉法の一部改正に伴い、相談体制の充実を図る。 ・地域における相談体制の強化を図るための総合的なセンター機能強化を図る。 ・特定相談支援事業として、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成する。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 1、指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業 ①基本相談支援 ②サービス等利用計画及びマネジメント支援 2、指定一般相談支援 ①地域移行支援(地域生活の準備のための外出への同行支援・入居支援等) ②地域定着支援（24時間の相談支援体制等）						
	【諸会議など】 ・サービス担当者会議（随時） ・ケアカンファレンス（随時） ・都城市障害者自立支援協議会相談支援部会への参加（月1回）						
	【研修など】 ・MSR（宮崎県障がい者相談支援事業連絡協議会）研修会 ・相談支援専門員現任研修 ・相談支援専門員専門分野研修 ・九州相談支援事業所連絡協議会研修会						
	【その他】						
事業目標 (ねらい)	サービス等利用計画の作成を通して、障害福祉サービスを利用しての自立を目指す障がい者への支援を行っていく。合わせて、サービスを提供する事業所との連携を図り、都城市における障害福祉サービスの質の向上も目指していく。						

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	3-05
事業名	(拠点区分) 障害福祉支援事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 重度身体障害者移動支援事業				市委託費	3,058,000 円	
事業概要	在宅で生活する重度身体障害者（児）及び概ね65歳以上の寝たきり状態や車椅子が欠かせない等の要援護高齢者が病気療養のために必要な通院に伴う移動手段の確保並びに社会参加の促進を図るため本事業を実施する。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・病気治療のため医療機関などへ移動支援 ・在宅福祉サービスを利用するために必要な移動支援 ・研修会や文化活動等の社会参加のために必要な移動支援 ・冠婚葬祭への出席を目的とする移動支援						
	【諸会議など】 ・福祉課との協議（随時） ・その他必要な会議						
	【研修など】 ・運転ボランティア研修会（年2回） ・新規ボランティア養成研修 ・その他安全運転を実施するために必要な研修						
	【その他】 ・介助ボランティアの発掘						
事業目標 (ねらい)	公共機関を利用することが困難な寝たきり状態にある高齢者や重度障がいのある方々の移動支援を展開することにより、通院・公共機関などに必要とされる移動手段の確保につながり、また様々なイベントなどへの社会参加等をはかることが可能となる。						

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所		事業No. 3-06
事業名	(拠点区分) 障害福祉支援事業					財源元	予算額
	(サービス区分) 点字図書館事業					市委託費	16,288,000 円
事業概要	原則として、市内在住の視覚障がい者を対象に、点字、録音図書及び定期刊行物の製作・貸出し、図書情報及び視覚障がい者に関する生活情報の提供、点字読み書き指導、情報機器の操作指導等を実施し、視覚障がい者の情報環境の向上と社会参加の促進を目的とする。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 - 点字図書、録音図書、定期刊行物等の製作および貸出し - デジタル録音図書製作体制の充実 - 視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」等オンラインサービスの充実 - シネマデイジーの貸出し及び再生機操作指導 - 視覚障がい者用情報機器操作指導の実施 - インターネットを利用した点字図書館事業等の啓発 - テキストデイジー製作ボランティア養成（新） - 視覚障がい者のための点字読み書き指導の実施 - 点訳、音訳ボランティア及び校正者の養成 - 点訳、音訳技術スキルアップ研修会の開催 - 各種相談事業等（視覚障がい者情報機器、日常生活用具等） - 視覚障がい者関係機関・団体等との連携						
	【諸会議など】 - 点字図書館運営委員会の開催 - 都城点訳・音訳友の会役員との意見交換会の開催						
	【研修など】 - 点訳、音訳ボランティア養成講座の開催 - デイジー編集ボランティア講習会の開催 - デジタル録音機による図書製作講習会の開催 - テキストデイジー製作ボランティア養成講習会の実施（新）						
	【その他】 視覚障がい者福祉に関する啓発行事の開催						
事業目標 (ねらい)	現況では途中で視覚障がい者となる割合が全体比の8割強であり、年々、この傾向が強まっている。このため、重点的に中途視覚障がい者に対する情報支援を促進するとともに、情報提供の即時性を高め、視覚障がい者の情報環境の向上と社会参加の促進を図る。						

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	4-01
事業名	(拠点区分) 障害福祉サービス事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 居宅介護事業				自立支援費収入	30,640,000 円	
事業概要	障害者総合支援法に基づき、身障者等の利用者の居宅に訪問介護員を派遣して、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 併せて、山田支所・高崎支所では、同行援護事業として、視覚障害者の移動時及び外出時の支援、移動の援護等を行う。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・居宅介護サービス（身体介護・家事援助） ・訪問介護実習生指導 ・同行援護事業（山田支所・高崎支所） ・訪問介護計画書の作成 ・介護ヘルパーに対する援助内容の指示とヘルパー派遣調整						
	【諸会議など】 ・介護ヘルパーミーティング 1回／週 ・課内・支所内ミーティング 1回／月 ・サービス提供責任者研修 1回／月 ・訪問介護事業会議 1回／月						
	【研修など】 ・介護ヘルパー研修 4回／年 ・在宅サービススキルアップ研修 ・適切な介護技術の習得						
	【その他】 ・訪問介護実習生受け入れ						
事業目標 (ねらい)	利用者の心身の特性を踏まえて、一人ひとりの思いやニーズがその人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援する。						

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	業No. 4-02
事業名	(経理区分) 障害福祉サービス事業	財源元
	(サービス区分) 訪問入浴サービス事業	自立支援費収入
事業概要	障害者総合支援法(平成25年4月より改正施行)に基づき身障者等の利用者が、可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことが出来るよう居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、入浴車による訪問入浴事業を実施する。	
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 身体障害者に対して訪問入浴車を派遣し、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持向上を図る。 ・利用者：5名 ・スタッフ：看護師1名、介助員2名	
	【諸会議など】 ・護師、介助員（ヘルパー）の利用者に対するサービス向上のための研修会の実施 ・週1回のミーティング実施	
	【研修など】 ・ホームヘルパーの在宅介護技術スキルアップ研修 ・各種研修会への参加	
	【その他】 ・利用者家族からの相談・苦情・アドバイス・支援	
事業目標 (ねらい)	居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体清潔の保持・心身機能の維持、介護者の介護軽減を目的に事業展開を図る。併せて新規利用者の契約に努める。	

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	4-03
事業名	(拠点区分) 障害福祉サービス事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 日中一時支援事業	市委託費	732,000 円
事業概要	障がい者等の日中における活動の場を確保し、身体障害者の家族の就労支援及び身体障害者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする。 ・実施場所／志和池福祉センター ・営業日／火曜日 ・営業時間／ 8 時 3 0 分～ 1 7 時 1 5 分 ・サービス提供時間／ 9 時 3 0 分～ 1 4 時 4 5 分 ・定員／5 名		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 健康チェック ・ 給食サービス ・ 入浴サービス ・ 送迎サービス ・ 日常動作訓練 ・ 社会適応訓練（パソコン教室・ショッピング・手芸教室） ・ 相談・援助等の生活指導		
	【研修など】 ・ 職員研修（年 6 回） ・ 施設等連絡会デイサービス部会の研修等に積極的に参加		
事業目標 (ねらい)	障がい者等の日中における活動の場を確保し、身体障害者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。		

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 4-02
事業名	(拠点区分) 障害福祉サービス事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 地域生活移動支援事業				市委託費・利用料	334,000 円
事業概要	国土交通省運輸局指針に基づく福祉有償運送サービスとして、九州運輸局宮崎運輸支局及び都城市福祉有償運送運営協議会の認可を得て行うサービスであり、障がい者の地域生活支援事業として、外出介助（社会参加）を行うもの。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・利用者の研修会、文化活動、買い物などの外出支援 市の受給者証の決定内容により派遣を行う。 身体介護〔有〕車いす等の必要な方への支援 身体介護〔無〕視覚、知的、精神障がい者への支援					
	【諸会議など】 ・ミーティング（週1回） ・市福祉有償運送サービスネットワーク会議					
	【研修など】 ・接遇研修 ・介護技術研修					
	【その他】					
事業目標 (ねらい)	日常的な買物時の支援、余暇活動の移動支援等を行うことで地域における障害者等の自立した生活及び社会参加を促進できるよう支援する。					

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所					事業No.	-01
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業				財源元	予算額	
	(サービス区分) 訪問介護事業				介護保険収入	99,199,000 円	
事業概要	介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者の居宅に訪問介護員を派遣して、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、サービスを提供する。						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 訪問介護／介護予防訪問介護（生活援助・身体介護） ・ 介護予防訪問介護／介護予防訪問介護計画書の作成 ・ 介護ヘルパーの派遣調整とヘルパーに対する援助内容の指示 ・ 訪問介護実習生指導						
	【諸会議など】 ・ 介護ヘルパーミーティング 1 回／週 ・ サービス提供責任者研修 1 回／月 ・ 訪問介護事業会議 1 回／月						
	【研修など】 ・ 介護ヘルパー研修 4 回／年 ・ 在宅サービススキルアップ研修						
	【その他】 ・ 訪問介護実習生受け入れ						
事業目標 (ねらい)	要介護者等の心身の特性を踏まえて、一人ひとりの思いやニーズがその人の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、自己決定を尊重した利用者本位の生き方ができるように支援する。						

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 5-02
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 訪問入浴介護事業				介護保険収入	10,200,000 円
事業概要	介護保険事業に基づき、常に介護を必要とする「要介護」の認定を受けた人や、日常生活に支障があり支援の必要があると見込まれる「介護予防」認定者にホームヘルパーを派遣してその能力に応じた居宅における日常生活が営めるように訪問入浴事業を実施する。					
事業内容 ・ 事業計画	【実事業内容】 移動入浴車の派遣による入浴サービス ・利用者：6名 ・スタッフ：看護師1名、介助員2名					
	【諸会議など】 ・看護師、介助員（ヘルパー）の利用者に対するサービス向上のための研修会の実施 ・週1回のミーティングの実施					
	【研修など】 ・ホームヘルパーの在宅介護スキルアップ研修 ・各種研修会や講座への参加					
	【その他】 利用者家族からの相談・苦情・アドバイス・支援					
事業目標 (ねらい)	居宅における入浴の援助を行い、利用者の身体清潔の保持・心身機能の維持・介護者の介護軽減を目的に事業展開を図る。併せて、新規利用者の契約に努める。					

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 5-03
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 居宅介護支援事業				居宅介護支援料	73,882,000 円
事業概要	介護保険法に基づき、利用者の心身の状況、置かれている環境等を踏まえて課題を分析し、利用者のニーズにあった適切なサービスを受けられるように、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス・福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して、居宅介護サービス計画を作成する。 事業の実施にあたっては地域包括支援センター、医療福祉サービス等との綿密な連携を図り、当該地域におけるサービス内容等の情報を共有周知して適正に提供する。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・ 居宅介護支援事業（居宅介護サービス計画作成等） ・ 介護予防支援業務受託（介護予防サービス・支援計画表の作成等） ・ 要介護認定訪問調査事業（生活保護世帯の2号被保険者） ・ 要介護認定訪問調査事業（住所地が都城市以外にあり都城市居住者）					
	【諸会議など】 ・ ケアマネミーティング（研修） 1 回／月 ・ 居宅介護支援事業会議 1 回／月 ・ ケアマネ会議 1 回／月					
	【研修など】 ・ 在宅サービススキルアップ研修 ・ 主任介護支援専門員取得研修 ・ 宮崎県介護支援専門員研修 ・ 認定調査員の研修					
	【その他】 ・ 24時間連絡体制の確保 ・ 地域包括支援センターからの支援困難事例の受け入れ					
事業目標 (ねらい)	介護保険制度の自立支援の理念に基づき、利用者や家族が望む生活を目指すためには専門職として何が必要なのか情報をもとに分析する。個々の利用者の生活に対する意向を明確にした居宅介護サービス計画が尊厳を支え、より利用者の自立支援を志向する。					

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No.	6-04
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 通所介護事業	介護保険収入	180,966,000 円
事業概要	介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、日常生活上の食事・入浴・排泄などを支援する。また介護生活などについての相談・助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・通所介護／介護予防通所介護サービス提供 (健康チェック・給食サービス・入浴サービス・送迎サービス・日常動作訓練・社会適応訓練・相談援助等の生活指導・野外活動・地域との交流会等) ・通所介護／介護予防通所介護計画書の作成 ①都城本所（志和池福祉センター） ・定員／40名 ・営業日／月曜日～金曜日（国民の祝日も含む） ・営業時間／8時30分～17時15分 ②山之口支所 ・定員／30名 ・営業日／毎週月曜日から土曜日までの週6日の営業 ・営業時間／8時30分～17時15分 ③山田支所 ・定員／40名 ・営業日／毎週月曜日から金曜日（国民の祝日も含む） ・営業時間／8時30分～17時15分 ④高崎支所 ・定員／30名 ・営業日／毎週月曜日から土曜日までの週6日の営業 ・営業時間／8時30分～17時15分		
	【諸会議など】 ・通所介護事業会議（4事業所）で、運営基準を遵守し事業内容の充実を図り適正なサービスの提供、経営の安定に努める。		
	【研修など】 ・職員研修を（年6回）計画して職員のスキルアップを図る。 ・施設等連絡会部会研修への積極的参加		
	【その他】		
事業目標 (ねらい)	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うとともに、利用者の社会的孤立感の解消、及び心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減への一助となるようなサービスを提供する。また、今年度からの介護保険法改正に対応し法令順守の事業展開を実施していく。		

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 5-05	
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 生きがい活動支援通所事業	市委託費	5,184,000 円
事業概要	市の委託事業・生きがい活動支援通所事業 ①都城本所（志和池福祉センター） ・営業日／月曜日～金曜日（国民の祝日も含む） ・営業時間／8時30分～17時15分 ②山之口支所 ・営業日／毎週月曜日から土曜日までの週6日の営業（国民の祝日も含む） ・営業時間／8時30分～17時15分 ③高崎支所 ・営業日／毎週月曜日から土曜日までの週6日の営業（国民の祝日も含む） ・営業時間／8時30分～17時15分 通所型介護予防事業（介護予防運動プログラム）※志和池福祉センターで実施 ・実施日／年1回（1セット10回／週1回 水曜日）		
事業内容 ・ 事業計画	【生きがい活動支援事業内容】 ・健康チェック ・給食サービス ・入浴サービス ・送迎サービス ・日常動作訓練 ・相談・援助等の生活指導 【介護予防運動プログラム内容】※志和池福祉センターのみ実施※ ・健康チェック ・足腰シャキッと運動 ・口腔ケア、栄養指導・送迎サービス ・相談・援助等の生活指導		
	【研修など】 ・職員研修や合同研修会の実施 ・施設等連絡会部会研修への積極的な参加		
事業目標 (ねらい)	高齢者の日常動作の改善及び運動習慣の定着化を図ることにより、転倒による骨折及び加齢による運動機能の低下を防止し、運動による健康づくり及び介護予防に関する啓発、閉じこもり防止等で要支援、要介護状態への予防を目的とする。 通所介護事業会議（4事業所）を充実させ、人員、設備、運営基準を遵守して、事業内容の充実を図り、適正なサービスの提供に努める。		

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 5-06	
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業	財源元	予算額
	(サービス区分) 山田元気な高齢者健康増進センター 管理運営事業（健康の館）	市委託費 利用料	8,922,000 円
事業概要	元気で自立した生活を送っている高齢者が、加齢とともに体力の衰えにより要介護状態になることを予防するため、介護予防施設である（健康の館）に通い、バイタルチェック、レクリエーション、入浴、健康器具の利用・介護予防体操等を行う介護予防事業 （指定管理制度による管理運営事業 期間／平成26年度～平成30年度）		
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ・都城市に住所を有するおおむね65歳以上の方で、介護保険制度における介護認定を受けない方に対し、バスの送迎を実施。施設利用を促す。 ・レクリエーション、入浴、スポーツ、介護予防メニューなど高齢者の希望に応じたサービスを提供する。 入浴：隣接する「やまだ温泉」利用 スポーツ：パークゴルフ、グランドゴルフ、室内ミニボーリング等 介護予防メニュー：脳トレ、口腔ケア体操、レクダンス、スローステップ スロージョギング、カラオケ、笑いヨガ等		
	【諸会議など】		
	【研修など】		
	【その他】		
事業目標 (ねらい)	元気高齢者の生きがいと健康維持向上のために、又介護保険利用者が増加しないためにもこの事業は有効な事業である。 介護予防メニューを重視した取組を行っており、平成25年度から山田地区だけでなく市全体へと利用拡大し、現在計画的に利用地域拡大の受け入れを行っている。 温泉を活用した送迎による介護予防事業は、市内全域で健康の館のみの実施であるので、広く周知した場合の許容量の問題や距離的な関係で送迎に要する時間の問題など課題が多いが、公平性を欠かない安定した運用を目指す。		

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 5-07
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業	財源元 予算額
	(サービス区分) 食の自立支援事業	市委託費 26,928,000 円
事業概要	1 人暮らし又は老夫婦世帯で、日常の食生活に不安を抱える方々に対し、栄養バランスを考えた食事(弁当)を届ける。 又、配食時に対象者の健康状態等を把握し、見守り活動などの安否確認サービスに繋げてゆく。	
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①山之口支所 月曜日から土曜日まで夕食としての弁当を届ける。調理・配達は通所介護従事職員が行う。 ②山田支所 食事の支援事業として、昼食のみ月曜日から金曜日（祝日を含む）に実施。毎日利用者数の食材を調理し配達する。調理は通所介護従事職員が行い、糖尿食、減塩食、刻み食の食事形態に対応。 ③高崎支所 ・月～金（祝日も可）昼又は夕に配食 ・糖尿食、減塩食、刻み食の食事形態に対応 ・年末には「ごちそう弁当」を希望者に配布	
	【研修など】 ・メニューに関するアンケート等を実施し、よりよい弁当づくりのための内部研修を実施。 ・デイサービスとの合同ミーティング ・栄養士研修 ・調理師研修	
	【その他】	
事業目標 (ねらい)	一人暮らしの方にとって、偏りがちな食生活をバランスのとれた弁当の配食を受けることで、自立した生活の手助けをする。併せて、会話の少ない高齢者と配達時にふれあうことで、安否確認、状況把握を行う。	

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 **公益事業** 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 5-08
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 山之口・高城地区地域包括支援センター事業				市委託費等	37,871,000 円
事業概要	高齢者が住みなれた地域で出来る限り継続して生活していけるように、介護、医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアと、多様な相談を受け連絡・調整を行うワンストップサービスを実践する。					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①介護予防ケアマネジメント ②総合相談支援業務 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント業務 ⑤介護予防支援業務					
	【諸会議など】 ・地区介護支援専門員連絡会議：定例会 6 回／年、総会 2 回／年 ・民生委員との意見交換会：各民協にて年 12 回開催 ・都城市地域包括支援センター担当会議：月 1 回（第 3 水曜日） ・主任ケアマネネットワーク会議(年 6 回) 社会福祉士ネットワーク会議(年 6 回) ・保健師連絡会議(年 6 回)					
	【研修など】 ・九州ブロック地域包括支援センター協議会セミナー ・地域包括支援センター現任者研修・宮崎県地域包括支援センター協議会職員研修 ・地域包括研究会研修・宮崎県虐待対応研修					
	【その他】 ・地域支援事業に係る業務 ・住宅改修及び住宅改造助成事業に係る業務					
事業目標 (ねらい)	・高齢者等の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援を行う。 ・介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティアなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。 ・高齢者等の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的・包括的に提供する。 ・事業対象者外の相談であっても、関係機関等に連携するなどワンストップサービスに努める。					

事業種類 法人運営 地域福祉 **相談支援** 在宅福祉
 受託事業 補助事業 **公益事業** 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所 山之口支所 高城支所 山田支所 高崎支所	事業No. 5-09
事業名	(拠点区分) 介護保険等事業	財源元
	(サービス区分) 山田・高崎地区地域包括支援センター事業	市委託費等 42,457,000 円
事業概要	高齢者が住みなれた地域で出来る限り継続して生活していけるように、介護、医療サービスをはじめとする多様な支援を継続的かつ包括的に提供する地域包括ケアと、多様な相談を受け連絡・調整を行うワンストップサービスを実践する。	
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 ①介護予防ケアマネジメント ②総合相談支援業務 ③権利擁護事業 ④包括的・継続的ケアマネジメント業務 ⑤介護予防支援業務	
	【諸会議など】 ・地区介護支援専門員連絡会議：定例会 6 回／年、総会 2 回／年 ・民生委員との意見交換会：各民協にて年 12 回開催 ・都城市地域包括支援センター担当会議：月 1 回（第 3 水曜日） ・主任ケアマネネットワーク会議(年 6 回) 社会福祉士ネットワーク会議(年 6 回) ・保健師連絡会議(年 6 回)	
	【研修など】 ・九州ブロック地域包括支援センター協議会セミナー ・地域包括支援センター現任者研修・宮崎県地域包括支援センター協議会職員研修 ・地域包括研究会研修・宮崎県虐待対応研修	
	【その他】 ・地域支援事業に係る業務 ・住宅改修及び住宅改造助成事業に係る業務	
事業目標 (ねらい)	・高齢者等の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活の継続のために必要な支援を行う。 ・介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティアなどの多様な社会資源を有機的に結びつける。 ・高齢者等の心身の状態の変化に応じて、生活の質が低下しないように適切なサービスを継続的・包括的に提供する。 ・事業対象者外の相談であっても、関係機関等に連携するなどワンストップサービスに努める。	

事業区分 法人運営 地域福祉 相談支援 **在宅福祉**
 事業種類 受託事業 補助事業 公益事業 **自主事業** その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No. 6-01
事業名	(拠点区分) 保育園事業				財源元	予算額
	(サービス区分) 保育園事務局				運営費	16,000,000 円
事業概要	1. 4 保育園の庶務全般に関すること 2. 保育園の経営に関すること 3. 児童館の指定管理に関すること 4. 放課後児童クラブの受託運営に関すること					
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 1. 庶務全般に関すること ① 4 保育園及び児童館、児童クラブ予算の執行管理（職員の給与管理、福利厚生管理） ② 備品管理 ③ 人事管理（職員の雇用等に関する起案） ④ 保守・業務委託等の契約 2. 保育園の経営に関すること ① 職員目標管理に関する指導・助言 ② 市保育課との連携 ③ 保育園行事への対応 ④ 職員の資質向上を目ざした研修の企画・実施 ⑤ 各園の実践評価 3. 児童館の指定管理及び放課後児童クラブの受託運営に関すること ① 適正運営の指針作成及び円滑な事業推進 ② 計画的な研修の実施 ③ 市こども課との連携					
	【諸会議など】 ・ 定例園長会議（原則月 1 回開催）、園長・主任研修（隔月開催）、本所経営会議への参加、県保育連盟主催会議、都北地区保育連盟都城支部法人立保育会主催会議 ・ 児童館、児童クラブ定例会議（現状確認及び課題検討）					
	【研修など】 ・ 保育課が企画する研修の実施（メンタルヘルス研修、公開保育の計画的実施等） ・ 都城市社会福祉協議会主催の研修への参加、その他、全国レベルの研修会への参加支援 ・ 児童クラブ連絡協議会への参加					
	【その他】					
事業目標 (ねらい)	・ 保育園の安定経営のためには、園児の確保とともに保育園の中核として機能してもらえる職員の確保が必要となる。26 年度における職員へ登用で職員のモチベーションアップをさらなる保育業務の充実につなげたい。 ・ 新年度は子ども・子育て支援新制度がスタートする。適切な対応を行っていく。 ・ 山田谷頭児童館の指定管理と同館で実施している放課後児童クラブの受託運営を円滑に行う。					

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所		事業No. 6-06
事業名	(拠点区分) 保育園事業					財源元	予 算 額
	(サービス区分) 谷頭児童館管理運営事業					指定管理料	4,055,000 円
事業概要	山田谷頭児童館の指定管理（期間／平成27年度～平成31年度） 1. 育児相談（随時） 2. 季節に応じた行事（谷頭保育園とタイアップ） 3. 地域子育て支援会議等の開催						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 諸行事 ・ 季節の応じた展示作品の制作（こいのぼり、七夕、ハロウィン、正月） ・ 野菜、花の植栽及び管理 ・ 避難、防犯訓練 ・ 谷頭保育園との交流活動 ・ レクリエーション教室 ・ かかしっ子まつりへの参加						
	【諸会議など】 ・ 児童館運営会議（毎月） ・ 子育て支援会議（民生委員児童員との定期協議一年数回） ・ ファミリー・サポート・センターとの協議（勉強会） ・ 他児童館との交流会						
	【研修など】 ・ レクリエーション指導会 ・ 児童厚生員研修会 ・ 保育課主催の研修会（保育園職員との合同研修）						
	【その他】						
事業目標 (ねらい)	1. 遊びを通しての子ども育成 2. 子どもの諸問題の発生予防・早期発見 3. 保護者の育児支援 4. 谷頭保育園との協働						

事業種類 法人運営 地域福祉 相談支援 在宅福祉
 受託事業 補助事業 公益事業 自主事業 その他（ ）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所		事業No. 6-07
事業名	(拠点区分) 保育園事業					財源元	予 算 額
	(サービス区分) 谷頭児童館放課後児童クラブ 運営事業					市委託金	5,187,000 円
事業概要	山田谷頭児童館放課後児童クラブの受託運営 1. 登録された児童の放課後居場所の提供 2. 季節に応じた行事（谷頭保育園とタイアップ） 3. 学習指導 4. 遊びの指導						
事業内容 ・ 事業計画	【実施する事業内容】 諸行事 ・ 散歩（毎週土曜日） ・ 壁面制作（毎月） ・ 7月～8月プール遊び（保護者の要承諾） ・ 避難、防犯訓練						
	【諸会議など】 ・ 児童クラブ運営会議（毎月） ・ 都北地区児童クラブ連絡協議会参加						
	【研修など】 ・ レクリエーション指導会 ・ 児童指導員研修会 ・ 保育課主催の研修会（保育園職員との合同研修） ・ 他児童クラブ連絡協議会職員との交流研修						
	【その他】						
事業目標 (ねらい)	1. 遊びを通しての子ども自主性、社会性、創造性を培う 2. 子どもの学習活動の支援 3. 基本的生活習慣の自立支援 4. 子どもの諸問題の発生予防・早期発見（保護者・学校等の密な連携） 5. 保護者の子育てを支援						

都城市共同募金委員会事業

事業種類	法人運営	地域福祉	相談支援	在宅福祉
	受託事業	補助事業	公益事業	自主事業
				その他（共募）

実施箇所	本 所	山之口支所	高城支所	山田支所	高崎支所	事業No.	—
事業名	共同募金助成事業					財源元	予算額
						共同募金助成	13,143,000 円
事業概要	1. 目的 毎年1回、厚生労働大臣の定める期間内に限って寄附金の募集を行う。 寄せられた寄附金は、その区域内における地域福祉の推進をはかるため、区域内の社会福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉を目的とする事業を営営する者に助成する。（社会福祉法第112条） 2. 助成金の種類 一般募金（赤い羽根共同募金）助成金 前年度に募集した募金の実績からA助成（県域助成）を差し引いた残りのB助成（都城市への助成）を福祉協力団体等の活動や、地域福祉活動の推進に助成する。						
事業内容	【実施する事業内容】 1. 共同募金運動の実施 ① 一般募金（赤い羽根共同募金） 10月1日～12月31日 ② 歳末たすけあい募金 12月1日～12月31日						
事業計画	【諸会議など】 1. 推進委員会 年2回開催（7月、3月） 2. 運営委員会 年2回開催（7月、3月） 3. 助成審査委員会 年1回開催（2月） 【研修など】						
事業目標（ねらい）	1. 学校、職域、地域（公民未加入地区・デパート・スーパー）に幅広く共同募金運動への協力を呼びかけていく。 2. 市民に目に見える形での助成のあり方を検討していく。 3. 各本支所統一した事業助成（一本化）の検討 4. 広報紙やホームページを通じて市民への情報公開を行う。						

平成 2 7 年 3 月
作成 : 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

〒885-0077 都城市松元町 4 街区 1 7 号
TEL 0986-25-2123 FAX 0986-25-2103
ホームページ <http://www.m-syakyo.or.jp/>
E メール : info@m-syakyo.or.jp